

「青色回転灯付防犯パトロール車に対するドライブレコーダー取付助成」の 助成金交付対象者の変更について

1 変更事項

青色回転灯付防犯パトロール車に対するドライブレコーダー取付助成金交付申請要綱
第3条（助成金の交付対象者）

変更前	変更後
この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、滋賀県内に住所を有し、かつ、平成31年4月1日以後にドライブレコーダーを購入、装着した車両の自動車検査証等に記載された使用者（以下「申請者」という。）とする。	この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、滋賀県内に住所を有し、かつ、当該年度内にドライブレコーダーを購入、装着した車両の自動車検査証等に記載された使用者（以下「申請者」という。）とする。

2 変更理由

当該要綱は、令和元年（平成31年）5月28日から施行したものであるが、当初、青色回転灯付防犯パトロール車へのドライブレコーダー購入装着がパトロール時における交通事故の防止や動く防犯カメラとして犯罪の検挙・抑止につながるとして、広く運用されることを期待し、初年度は助成上限枠を100万円として44件（88万円）を助成し、翌令和2年度は15件（30万円）を助成した。

その後、令和3年度は2件（4万円）、令和4年度は19件（38万円）の申請となったが、当該年度の新規購入分がほとんどとなっていることから、助成対象を過去の年度に遡ることなく、当該年度内の新規購入装着分を助成対象に変更する。

青色回転灯付防犯パトロール車に対するドライブレコーダー取付 助成金交付申請要綱（令和5年5月16日変更）

（目的）

第1条 この要綱は、青色回転灯付防犯パトロール車（以下「青パト」という。）にドライブレコーダーを取り付けることが、パトロール時における安全運転意識の高まりにより交通事故の防止に役立つとともに、動く防犯カメラとして犯罪の検挙・抑止につながることから、安全・安心なまちづくりを構築するための施策の一環として助成するものである。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 車両の前方映像を記録する車載カメラ記録装置及びこれに類する映像記録装置をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーにデジタル信号又はその他の方法により記録された画像及び音声データをいう。
- (3) 記録データの提供 ドライブレコーダーにより記録された記録データを犯罪捜査又は交通事故捜査に必要がある場合、警察に対して任意で提供することをいう。

（助成金の交付対象者）

第3条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、滋賀県内に住所を有し、かつ、当該年度内にドライブレコーダーを購入、装着した車両の自動車検査証等に記載された使用者（以下「申請者」という。）とする。

（助成の範囲及び助成金の額）

第4条 この要綱による助成の範囲は、申請者が要したドライブレコーダー購入及び取付費とし、車両1台につき2万円を上限とする。

ただし、助成金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 助成額の合計が当該年度の助成枠を超えたときは、次年度に優先して交付することができる。

（交付申請）

第5条 申請者は、「青色回転灯付防犯パトロール車に対するドライブレコーダー取

付助成金交付申請書」(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて当協会に提出しなければならない。

- (1) 領収書(ドライブレコーダーの購入日、数量、価格及び申請者の氏名並びに販売店名が記載されているもの)の写し
- (2) 装着したドライブレコーダーについて、その装着状況を撮影した写真(車両外部からナンバープレートとドライブレコーダーを撮影したもの1枚及び車内からドライブレコーダーの装着状況を撮影したもの1枚)
- (3) 自動車検査証等(自動車検査証、軽自動車届出済証など)の写し
- (4) その他、当協会が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第6条 公益社団法人滋賀県防犯協会(以下「県防犯協会」という。)は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、交付が適切であると認めるときは、申請者が指定する口座に助成金を振り込むこととする。

(助成金の返還)

第7条 県防犯協会は、申請者が虚偽の申告又は不正な方法により助成金の交付を受けたときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(申請者の努力義務)

第8条 申請者は、本事業の趣旨を十分理解し、犯罪被疑者の検挙など警察の捜査に資する必要がある場合は、積極的に記録データを提供し、警察の捜査に協力するよう努めるものとする。

2 記録データの提供にあたっては、個人情報及び人権に配慮し、その取扱いには十分留意するとともに、あくまでも任意による協力とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

（公社）滋賀県防犯協会長 宛

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

**青色回転灯付防犯パトロール車に対するドライブレコーダー
取付助成金交付申請書兼同意書**

青色回転灯付防犯パトロール車に対するドライブレコーダー取付助成金交付申請要
綱第5条に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

なお、申請にあたっては、警察の捜査に資する必要があると認められる場合、貴協
会が私の住所・氏名等を警察に提供することに同意します。

記

申請車両	登録番号				
	メーカー・車名				
購入機器	購入店名				
	購入年月日	年	月	日	
	メーカー名				
	型番				
	購入額	機器代金			円
		取付費用			円
		合計			円
振込先	金融機関名			支店名	
	振込口座	普通・当座・その他（ ）		口座番号：	
	フリガナ 口座名義人				

- 注：1 申請の際は、領収書の写し、自動車検査証等（自動車検査証、軽自動車届出
済証）の写し、対象物品取付状況の写真等の疎明資料を添付してください。
2 詳細については、申請書を提出するまでに当協会に問い合わせてください。